

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社オールアバウト		コード	2454
提出日	2020/6/8	異動（予定）日	2020/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	高田 元広	社外取締役	○									○	○					有
2	前田 義晃	社外取締役								○		○	○					
3	武田 健二	社外取締役	○													○		有
4	渡邊 龍男	社外監査役	○													○		有
5	石澤 顕	社外監査役	○									○	○					有
6	山縣 敦彦	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の高田元広氏は、当社の主要株主である日本テレビ放送網株式会社の業務執行者に該当します。 なお、同社と当社の間には営業上の取引及び当社の子会社への出資及び合併会社の設立等の取引がございます。	社外取締役の高田元広氏は、当社の主要株主である日本テレビ放送網株式会社での豊富な経験や幅広い見識を有しており、また同社の子会社で取締役を務めた経験から当社の意思決定過程において適切な助言・提言を受けるため、当社から社外取締役への就任を要請しております。なお、同社と当社の間には取引がございますが、その規模、性質を鑑みて、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、同氏の社外取締役としての公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、同氏を「独立役員」に指定しております。
2	社外取締役の前田義晃氏は、当社の主要大株である株式会社ドコモの業務執行者に該当します。 なお、同社と当社の間には営業上の取引がございます。	社外取締役の前田義晃氏は独立役員には選任していませんが、当社の主要株主である株式会社ドコモにおいて執行役員を務めており、同社グループ企業において取締役を務めた経験から当社の意思決定過程において適切な助言・提言を受けるため、当社から社外取締役への就任を要請しております。
3	社外監査役の渡邊龍男氏は、当社の大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、経営者とも独立的な立場であります。	社外監査役の渡邊龍男氏は、当社の大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、経営者とも独立的な立場であります。また、他社における社外取締役及び社外監査役経験もあり、期待される機能を十分に発揮できる能力、財務及び会計に関する相当程度の知見を備えているため、監査機能強化のため適任であると判断し、当社から社外監査役への就任を要請しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、同氏を「独立役員」に指定しております。
4	社外監査役の石澤顕氏は、当社の主要株主である日本テレビ放送網株式会社の業務執行者に該当します。 なお、同社と当社の間には営業上の取引及び当社の子会社への出資及び合併会社の設立等の取引がございます。	社外監査役の石澤顕氏は、当社の主要株主である日本テレビ放送網株式会社及び日本テレビホールディングス株式会社での経営企画等の豊富な経験と専門的な知識を持ち、経営に関する高い見識を有していることから、客観的・中立性をもって適切な取締役の職務執行の監督がなされることにより、当社監査機能の強化のため適任であると判断し、当社から社外監査役への就任を要請しております。なお、日本テレビ放送網株式会社と当社の間には取引がございますが、その規模、性質を鑑みて、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れが無いと判断されることから、同氏の社外監査役としての公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、同氏を「独立役員」に指定しております。
5	社外監査役の山縣敦彦氏は、当社の大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、経営者とも独立的な立場であります。	社外監査役の山縣敦彦氏は、当社の大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、経営者とも独立的な立場であります。同氏は、弁護士としての豊富なキャリアに基づく高度な法的アドバイスをいただくことにより、監査機能強化のため適任であると判断し、当社から社外監査役への就任を要請しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、同氏を「独立役員」に指定しております。
6	社外監査役の山縣敦彦氏は、当社の大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、経営者とも独立的な立場であります。	社外監査役の山縣敦彦氏は、当社の大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、経営者とも独立的な立場であります。同氏は、弁護士としての豊富なキャリアに基づく高度な法的アドバイスをいただくことにより、監査機能強化のため適任であると判断し、当社から社外監査役への就任を要請しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、同氏を「独立役員」に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。